

平成28年度 課題別人権教育研修講座B

- 1 日時及び会場 平成28年8月3日(水) 13:00~16:00 いかるがホール 小ホール
- 2 参加者 小学校69名、中学校39名、県立学校24名、私立学校4名、その他7名
計 143名
- 3 内容 13:10~14:00 説明『人権教育の手びき 第57集』の活用について
県立同和問題関係史料センター 所員
人権・地域教育課 指導主事
14:10~15:50 講演「社会的障壁をなくし、平等な社会をつくるために学校ができること」
～障害者差別解消法を学ぶ、生かす～
講師 大阪市立大学非常勤講師 松波 めぐみ

<内容(概要)>

(1) 説明 『人権教育の手びき 第57集』の活用について

- ・ 人権教育における部落問題学習の展開において大切にしたい視点及び活用できる資料等について説明する。
- ・ 『人権教育の手びき 第57集』より「奈良の鹿を通じて地域をさぐる」を使い、人権教育における部落問題学習の展開を体験してもらう。



(2) 講演 「社会的障壁をなくし、平等な社会をつくるために学校ができること」 ～障害者差別解消法を学ぶ、生かす～

「障害」観のシフト

- ・ 「社会こそが生きづらさ(バリア)をつくっている」という捉え方が必要。新しい「障害」観は、一部の人を排除してきたマジョリティ中心の社会のあり方こそが問題であるとする考え方[障害の社会モデル]。社会のバリアをなくすのは社会全体の責任である。

「障害者差別解消法」が禁止している二つの差別

- ・ 「不当な差別的取扱い」(例、「混んでいるので、車いすの方は2時以降にきてください」)、「合理的配慮を提供しないこと(過度な負担がある場合を除く)」(例、聴覚障害の人が店で商品の説明を書いてほしいと求めたが拒む)。
- ・ 同じ障害種でも、一人一人必要なものは違う。そのため、個々に対話し、「必要かつ、実現可能な変更・調整」を見つけていくことが重要である。



学校教育における「合理的配慮」とは?

- ・ 障害の特性等に応じた教材や学習環境を得ることにより、学習に参加でき、あたりまえの学校生活を送れるようにするのが「合理的配慮」。例えば、点字教科書、拡大文字の教科書やプリント、感覚過敏への配慮、タブレットの活用、雑音が入らない教室環境づくり等。個々のケースに対応というだけでなく、学校全体としてすべきこともある。校内環境のバリアフリー化、災害時の非難についての準備もその一つ。「合理的配慮」は、障害のある子どものためだけのものではなく、すべての子どものために、「人権が守られる平等な教育環境」を具体化するものである。

これからの人権教育の課題

- ・ 「障害の社会モデル」的な障害認識が必要。障害のある人の人間性にふれるだけでなく、(発達段階に応じて)「社会モデル」的な視点を育てることも人権教育の重要な目的ではないか。今、同じ社会を生活している障害当事者がどのような体験をしているのかを具体的に学ぶこと、障害のある人がその地域で行ってきた運動の歴史や障害者権利条約そのものについても学ぶ必要もある。

<参加者の感想から>

- ・ 相模原の事件をおこしたのが若者であったということで、まだまだ人権教育に力を入れていかなければならないと痛感した。「合理的配慮は特別扱いではなく必要扱い」という共生社会を実現したい。
- ・ 合理的配慮については主体である障害者の立場に立って考える必要があると思う。学校では、多様なニーズに対応するため、コーディネーターとともに1学期から話し合いを積み重ねているが、講演内容を参考に子どもたちの学校生活がさらによりよいものとなるよう取組を進めていきたい。